

第 2 回 「 (仮称) 三 番 瀬 再 生 会 議 」 準 備 会

平成 1 6 年 9 月 2 4 日 (金)
新 浦 安 オ リ エ ン タ ル ホ テ ル
午 後 6 時 から 午 後 8 時 3 0 分

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題
(1) (仮称) 三 番 瀬 再 生 会 議 に つ い て

(2) そ の 他
- 4 閉 会

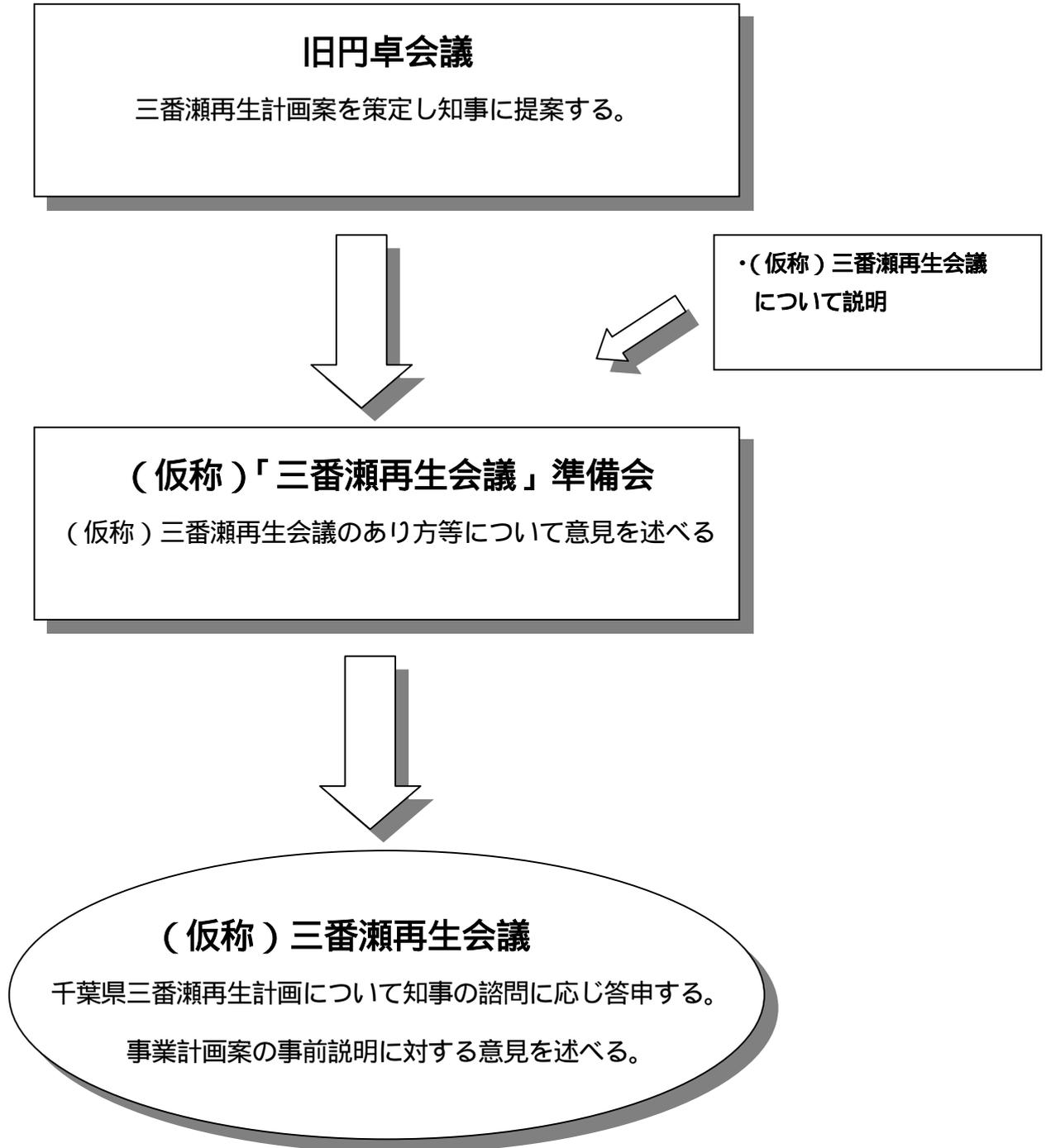
第2回（仮称）「三番瀬再生会議」準備会参加依頼者

平成16年9月24日

氏名	摘要	備考
大西 隆	東京大学 教授	
蓮尾 純子	財団法人 日本野鳥の会 評議員	
倉阪 秀史	千葉大学 助教授	
清野 聡子	東京大学大学院 助手	
細川 恭史	国土交通省 国土技術政策総合研究所 部長	
望月 賢二	千葉県立中央博物館 副館長	
矢内 栄二	千葉工業大学 教授	
吉田 正人	江戸川大学 助教授	
中田 薫	独立行政法人 水産総合研究センター 室長	
歌代 素克	市川市南行徳地区自治会連合会 会長	
本木 次夫	船橋市自治会連合協議会 副会長・事務局長	
岡本 孝夫	浦安市自治会連合会 会長	
松岡 好美	大学院生	
米谷 徳子	一般県民	
後藤 隆	一般県民	
海保 宣之	千葉県漁業協同組合連合会 常務理事	
落合 一郎	市川市行徳漁業協同組合 代表理事組合長	
荒井 實	南行徳漁業協同組合 代表理事組合長	
岩田 常雄	船橋漁業協同組合 代表理事組合長	
大野 一敏	NPO 法人ベイプランアソシエイツ 理事長	
竹川 未喜男	千葉の干潟を守る会	
佐野 郷美	市川緑の市民フォーラム 事務局長	
佐藤 フジエ	市川商工会議所 会頭	

（敬称略：順不同）

(仮称)三番瀬再生会議の設立に向けての進め方(案)



(仮称)三番瀬再生会議の役割について

平成16年9月24日

三番瀬再生推進室

1 経過

第1回「(仮称)三番瀬再生会議」準備会においては、先発事業を含めた県再生計画の作成に重点を置いた計画策定についての資料の作成と説明を行った。しかし、準備会は(仮称)三番瀬再生会議の設立に関する事項に限定して議論するべきで、計画や事業の内容に関する責任ある役割は果たせないことを確認した。

知事は、三番瀬の再生について、マネジメントサイクルの考え方に従い事業を進める必要があると考え、(仮称)三番瀬再生会議との関わり方を次のように整理をした。

(仮称)三番瀬再生会議の役割は、次の4段階、それぞれのステップにかかわり、三番瀬の再生を住民参加のもとに進めることである。

2 関わり方の整理

(1) 再生計画(基本計画)の策定

- ・(仮称)三番瀬再生会議は、知事から再生計画(基本計画)の諮問を受け、知事に答申を行う。
- ・知事は、答申を受け、広く県民の意見を募集した上で、再生計画(基本計画)を策定する。

(2) 再生計画(事業計画)の策定・実施

第1段階 再生計画(事業計画)の策定(Plan)

- ・(仮称)三番瀬再生会議は、知事から事前に再生計画(事業計画)について説明を受け、知事に対して意見を言う。
- ・知事は、(仮称)三番瀬再生会議の意見を受け、広く県民の意見を募集した上で、再生計画(事業計画)を策定する。
- ・(仮称)三番瀬再生会議は、知事から「個別の再生事業の検討委員会」を設置するための基本原則案(委員の基本構成、検討委員会の運営方法、検討結果の報告方法)について説明を受け、知事に対して意見を言う。
- ・知事は、(仮称)三番瀬再生会議の意見を受け、「個別の再生事業の検討委員会」を設置するための基本原則を定める。
- ・知事は、事業計画を策定するに当たり、必要に応じ、基本原則に則り「個別の再生事業の検討委員会」を設置することができる。

第2段階 再生事業の実施(Do)

- ・(仮称)三番瀬再生会議は、知事から、事前に再生事業について説明を受け、知事に対して意見を言う。
- ・知事は、(仮称)三番瀬再生会議の意見を受け、再生事業を実施する。

第3段階 評価(Check)

- ・(仮称)三番瀬再生会議は、知事から三番瀬の自然環境の継続的なモニタリング及び必要に応じて実施する再生事業による影響のモニタリング結果について報告を受ける。
- ・(仮称)三番瀬再生会議は、専門家により構成される「評価委員会」を設置し、「評価委員会」に対し、モニタリング結果の評価を指示する。
- ・「評価委員会」は、三番瀬の自然環境が改善に向かっているかどうか、また再生事業が三番瀬の自然環境に影響がないかどうか評価し、(仮称)三番瀬再生会議に報告する。
- ・(仮称)三番瀬再生会議は、「評価委員会」から報告を受け、知事に必要な措置を講ずることを含め報告する。

第4段階 対策の検討(Action)

- ・知事は、(仮称)三番瀬再生会議からの報告を受け、再生事業の終了、継続、見直し、中止を決定するなどし、再生事業を進める。また、知事は再生事業の如何を問わず、三番瀬の自然環境が悪化することが懸念される場合には、(仮称)三番瀬再生会議と協議して、対策を講じる。

(仮称) 「三番瀬再生会議」設置要綱(素案)

(目 的)

第1条 三番瀬の再生、保全及び利用についての知事の諮問機関として、知事が策定する再生計画及びそれに基づき実施する再生事業に対する意見を述べるとともに、三番瀬の再生を住民参加のもとに進めることを目的として、「三番瀬再生会議」を設置する。

(所掌事務)

第2条 三番瀬再生会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 県が策定する千葉県三番瀬再生計画について、知事の諮問に応じ答申を行うこと。
- (2) 三番瀬の再生、保全及び利用に係る重要事項について、知事の事前説明に対し意見を述べること。
- (3) 実施事業等の報告を受けること。
- (4) 三番瀬の自然環境及び再生事業について評価すること。
- (5) 必要があると認めるときは、三番瀬の再生、保全及び利用に関して、知事に意見を述べること。
- (6) その他会長が必要と認めた事項

(委 員)

第3条 三番瀬再生会議の委員は次に掲げる者とし、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元住民
- (3) 公募による者
- (4) 漁業関係者
- (5) 環境保護団体関係者
- (6) 地元の経済界・産業界関係者
- (7) 行政関係者
- (8) その他

2 委員の任期は、2年とする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第 4 条 三番瀬再生会議に会長 1 名及び副会長 1 名を置く。

2 会長は、委員の中から知事が指名する。

3 副会長は、会長の指名により定める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長は、三番瀬再生会議の会務を総理し、三番瀬再生会議を代表する。

(会 議)

第 5 条 三番瀬再生会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 三番瀬再生会議の結論は、委員の合意に基づき会長が判断する。

(評価委員会の設置)

第 6 条 三番瀬再生会議に「評価委員会」を置く。

2 評価委員会は、三番瀬再生会議の指示に基づき、三番瀬の自然環境及び再生事業についての評価等を行う。

(事務局)

第 7 条 事務局は、三番瀬再生会議及び評価委員会の運営に必要な事務を行う。

2 この要綱に定めるもののほか、三番瀬再生会議の運営に関し必要な事項は会長が三番瀬再生会議に諮って定める。

3 三番瀬再生会議の事務局は、総合企画部企画調整課に置く。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 月 日から施行する。

評価委員会について（素案）

平成16年9月24日
三番瀬再生推進室

1 目的

三番瀬の再生を進める上で、再生計画に基づく再生事業と再生事業の実施に伴う影響を含めた三番瀬の自然環境への影響を評価するため、（仮称）三番瀬再生会議の下部組織として専門家による「評価委員会」を設置する。

2 構成

委員会の構成は10名程度とし、構成分野は次のとおりとする。

また、必要に応じて、そのほかの専門分野の学識経験者についても参加を求めることができる。

- （1）海域環境
- （2）鳥類
- （3）環境アセスメント
- （4）水環境
- （5）底生生物
- （6）水生生物
- （7）海岸工学
- （8）漁業
- （9）その他

3 役割

三番瀬の再生を進めるに当たり、（仮称）三番瀬再生会議からの指示により、次のような役割を担うものである。

- （1）三番瀬全体の自然環境のモニタリング結果に基づく影響の評価
- （2）再生事業の実施に伴う周辺環境のモニタリング結果に基づく影響の評価
- （3）影響評価に基づく再生事業の継続の適否について（仮称）三番瀬再生会議への報告
- （4）その他再生事業についての専門的な分野における助言

4 会議の開催方法

- （1）公開による会議の開催
- （2）徹底した情報公開
 - ア 会議の開催情報、会議資料及び会議録について、インターネットを活用した情報公開
 - イ 会議参加者にも委員と同じ会議資料の配付
 - ウ 会議の開催状況について、インターネットを活用した映像配信についての検討
- （3）会議参加者に対する発言機会の付与